

## 亀山市公告第41号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

令和2年7月1日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

総合保健福祉システム再構築及び運用保守業務

#### (2) 業務内容

総合保健福祉システム再構築及び運用保守業務仕様書のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

### 2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザル参加意思表明書の提出期限までに亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録され、その後、継続して登録されている者であること。
- (3) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の規定による資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。また、手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立

- てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (6) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 事業の代表者、役員（執行委員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 過去10年間（平成23年4月1日から令和2年3月31日）までに本市又は本市と同規模以上の県内の他の地方公共団体（市に限る。）において、総合保健福祉システム構築業務若しくは住民情報系システム構築業務の実績を有すること。

### 3 担当部署

亀山市総合政策部総務課情報統計グループ

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

電話 0595-84-5032

ファクシミリ 0595-82-9955

電子メール [joho@city.kameyama.mie.jp](mailto:joho@city.kameyama.mie.jp)

### 4 総合保健福祉システム再構築及び運用保守業務公募型プロポーザル実施要領等の交付

#### (1) 交付期間

令和2年7月1日（水）から同月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

3の担当部署とする。

(3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(4) 交付書類

ア 総合保健福祉システム再構築及び運用保守業務公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）

イ 総合保健福祉システム再構築及び運用保守業務仕様書

ウ 個人情報取扱特記事項

エ 機能要件一覧（生活保護システム）

オ 機能要件一覧（障がい者福祉・高齢者福祉システム）

カ 機能要件一覧（健康管理システム）

キ 帳票一覧（生活保護システム）

ク 帳票一覧（障がい者福祉・高齢者福祉システム）

ケ 帳票一覧（健康管理システム）

コ アウトソーシング年間計画

サ 機器仕様

シ 総合保健福祉システムデータ連携インターフェース（外部連携）

ス 参加意思表明書

セ 質問書

ソ 企画提案書

タ 総合保健福祉システム再構築及び運用保守業務評価基準書

チ 企画提案書作成要領

5 参加意思表明書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、参加意思表明書を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和2年7月15日（水）午後5時15分

(2) 提出先

3の担当部署とする。

(3) 提出方法

ア 持参又は郵送（送達方法が記録されるものに限る。）とする。

イ 持参の場合は、プロポーザルに参加しようとする者はあらかじめ3の担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

6 企画提案書等の提出

参加意思表明書を提出した者（以下「参加表明者」という）は、次のとおり企画提案書その他の要領に定める提出書類を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和2年7月15日（水）午後5時15分

(2) 提出先

3の担当部署とする。

(3) 提出方法

ア 持参又は郵送（送達方法が記録されるものに限る。）とする。

イ 持参の場合は、参加表明者はあらかじめ3の担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

7 その他

(1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。

(3) 提出された書類等は、企画提案者に返却しないものとする。

(4) 企画提案書等の著作権は、原則として当該企画提案者に帰属するものとする。ただし、本市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲内において複製ができるものとする。

- (5) 選定の経過及び選定された候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (7) 企画提案書で表明された内容が契約内容の前提となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。本プロポーザルの終了後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う企画提案者が被る損害について、亀山市は一切補償しない。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定により、その例によることとされている亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による資格（指名）停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (9) 参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (10) 本業務の手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (11) 参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。
- (12) 本業務を遂行するに当たり知り得た情報について、亀山市の許可なくして外部に漏らしてはならない。
- (13) その他、本事業の公募、選考及び実施に当たり総合保健福祉システム再構築及び運用保守業務公募型プロポーザル実施

要領等の改正の必要がある場合は、適宜改正を行う。